

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：宮崎カーフェリー株式会社

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	「みやざきの神楽」 観光誘客・情報発信 業務	フェリーを利用した 春神楽の鑑賞ツアー の企画・実施	1,289,760	第167条の2第1項 第2号	<p>本業務は、連携協定を締結している神戸市との観光交流の促進を図るとともに、春神楽を観光資源として確立し誘客に繋げるため、宮崎～神戸間のフェリーを利用した春神楽の鑑賞ツアーを企画、実施し、その情報発信を行うものである。</p> <p>同社は、同区間のフェリー運行会社であり、子会社である旅行会社等を通じて、関西圏からの本県への観光需要に精通していること、さらには船内で神楽公演を実施した実績を有するなど、神楽に対する十分な理解のもとで神楽保存会との円滑な調整も可能であることから、本業務を適正かつ効果的に遂行できるのは同社のみであり、同社と随意契約を締結することとしたものである。</p>	総合政策部 国民文化祭・障 害者芸術文化祭 課 記紀編さん記 念事業推進室